

# 報 道 資 料

令和 元年 10月31日  
税 務 課 徴収対策係 野田・中西  
(内線 2239、ダイヤル 0742-27-8365)  
市町村振興課 税政係 吉川・入江  
(内線 2253、ダイヤル 0742-27-8420)

## 11月・12月は市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間です！

自主財源である地方税収の確保と、税の公平・公正を確保し、納期内納税者の信頼に応えるため、毎年11月、12月を「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」と定め、市町村と県が連携して、差押え等をはじめとする滞納整理を強化し、かつ集中的に取り組みます。

### ○ 基本的な考え方

「許しません！滞納」をスローガンに、税金を支払うことができる資力がありながら、滞納する悪質滞納者等に対して、徹底した財産調査と預貯金・給与の差押え等を実施し、市町村と県が一丸となって滞納整理に取り組みます。

### ○ 期間中の主な取り組み

納税催告(文書催告、電話催告、納税相談等)の強化、悪質滞納者や大口滞納者への滞納処分(差押え、公売)の強化に取り組むとともに、市町村と県は連携して下記の取り組みを実施します。

#### 【市町村と県が連携した取り組み】

##### ① 市町村と県の不動産合同公売の実施

会場(奈良県橿原総合庁舎)：11月12日(火)

(詳細については<http://www.pref.nara.jp/item/160664.htm>に掲載しています。)

##### ② 啓発ポスターの掲出

掲出場所：市町村・県の関係機関、税務署、金融機関、奈良交通バス車内、  
近鉄電車主要駅

##### ③ 共通催告書の活用